

沖縄県国土強靱化地域計画（変更案）に対する県民意見

意見公募の期間 令和6年7月1日から31日まで
 意見数 1団体11件

No.	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
1	7頁	<p>「1. 基本目標」については、改定前と同様の目標となっておりますが、当会としても当該目標につき賛同いたします。</p> <p>「2. 事前に備えるべき目標」については、8項目から6項目（情報通信機能の確保、制御不能な二次災害を削除）に減らされていますが、概念的に6項目に含まれていると考えており賛同いたします。</p> <p>なお、「3. 地域強靱化を推進する上での展開方向」においては、(4)災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化とありますが、改定前の「『自助』、『共助』及び『公助』を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと」といった個々に役割分担がしっかり機能したうえでの連携と考えており、趣旨としては変更案も同様と考えておりますが、表記的に多少弱くなっているように感じております。</p>	<p>（1・2段目） 基本目標の達成に向けて、引き続き各種の防災施策の推進に取り組んでまいります。</p> <p>なお、事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）については、令和5年7月の国の国土強靱化基本計画における整理・再編を踏まえて見直すこととしており、御指摘の情報通信機能の確保、制御不能な二次災害については、それぞれ整理・再編後の各項目において適宜含まれることとしております。</p> <p>（3段目） 8頁に記載の官民連携強化は、御指摘のとおり個々の役割分担を前提とした連携ではありますが、より明確なものとするため、御意見を踏まえ、変更案を見直します。</p>
2	9～10頁	<p>「起きてはならない最悪の事態」について、27の最悪の事態に関しは、県計画においては、ありとあらゆる自然災害やケースを想定すべきと考えて</p>	<p>起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を常に想定し、脆弱性評価をもとに関係部局と連携して、引き続き各種の防災施策の推進に取り組んで</p>

		<p>おり、シナリオ設定に賛同いたします。</p> <p>なお、P 3～6の「2災害の想定」を見ると県で想定されている沖縄本島南東沖地震3連動は、基本目標に掲げる人命・県の重要な機能・県民の財産および公共施設および復旧復興に極めて致命的な被害・障害を与えるものと考えており、このような究極の災害を想定しての脆弱性評価を行うことは特に有意義であると思慮いたします。</p>	<p>まいります。</p>
3	77頁	<p>1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における大規模火災による死傷者の発生</p> <p>○地域防災力の向上のための体制整備</p> <p>・自然災害において最も守るべきものは県民の命であると考えております。今年4月3日に発生した台湾東部沖を震源とする地震により沖縄県地方に津波警報・津波注意報が13年ぶりに発令されたにも関わらず、25,000人を超える方が高台に避難されたことは、県をはじめとする各自治体が津波リスクを十分に住民に周知されていたことによる成果と考えていますが、那覇市の調査では避難された方は4割に留まるとの結果となっており、県の更なるハザードマップの周知と、防災訓練や避難訓練の充実等は重要と考えており、取組みに対して賛同いたします。</p>	<p>関係部局と連携して、引き続きハザードマップの周知や防災訓練の充実等に取り組んでまいります。</p>

4	78頁	<p>○建築物の耐震化・長寿命化対策</p> <p>平成30年に策定した沖縄県耐震改修促進計画において掲げられた耐震化率については、「住宅」や「多数の者が利用する建築物」において目標未達となっております。住宅等の耐震化は、住宅の倒壊による犠牲者ばかりか、地震後に速やかに被災建物から避難するためにも重要であると考えます。県の推進方針である住宅・建築物の耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や負担軽減の取組みには、当然賛同いたしますが、県民に活用いただき、耐震改修促進計画を掲げた目標（耐震性のない建物の概ね解消）を達成いただきたい。</p> <p>沖縄県耐震改修促進計画（抜粋）</p> <p>2. 2 耐震化を促進すべき建築物と目標設定</p> <p>(1) 住宅</p> <p>本県における住宅の耐震化率について、現状は91.0%（平成30年度）となっており、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。</p> <p>(2) 耐震診断義務付け対象建築物</p> <p>本県における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率について、現状は49.2%（令和2年度）となっており、改修や除却及び建替等を行い、令和7年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。</p> <p>(3) 多数の者が利用する建築物</p>	<p>関係部局と連携して、引き続き耐震改修促進計画に掲げた目標の達成に取り組んでまいります。</p>
---	-----	---	--

		<p>本県における多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状は94.2%（令和2年度）となっており、令和7年までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とする。</p>	
5	79頁	<p>大規模震災の際に、「防災拠点となる公共施設等」については、地域住民の避難、応急復旧、情報提供や災害対策の指示・実行を担う中核的な場所と考えており、「防災拠点となる公共施設等の耐震化率」は早急に100%となるよう対応すべきと考えます。</p>	<p>関係部局と連携して、引き続き防災拠点となる公共施設等の耐震化に取り組んでまいります。</p>
6	79～80頁	<p>1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生</p> <p>東日本大震災による農地の塩害や能登半島地震における漁業被害を考えると「農山漁村地域の強靱化」は重要な視点であると考えますが、1-1の再掲ではありますが、最も優先される視点は「人命の保護」であることを考えると、「地域防災力の向上のための体制整備」が、当該推進方針として第一番目に記載される事項であると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、変更案を見直します。</p> <p>※ 併せて、関連する14～15頁及び146頁並びに同構造の15～17頁、80～82頁及び146～147頁についても同様に変更案を見直します。</p>
7	107頁	<p>6-5 事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>P6「主な地震・津波被害量予測一覧」によると沖縄本島南東沖地震3連動発災時には、全壊建物は6万棟弱となると予想されております。このような未曾有な災害に対して、供給力を強化するにしても限度があると考えており、供給力の強化とともに、需要の抑制を図ることも重要な視点であると考え</p>	<p>関係部局と連携して、引き続き建物の耐震化や復興・復旧に関する各種施策に取り組んでまいります。</p>

		<p>ております。</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅は「住家が全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者」を対象に提供されることとなっておりますが、自助により住宅を得ることができる県民を1人でも多くすることも復興を遅らせない視点であると考えております。そのためにも建物の耐震化および復興・復旧のための経済的な備えを啓発することは、重要と思慮いたします。</p>	
8	113頁	<p>(1) 個別施策分野別の推進方針②住宅・都市</p> <p>○建築物の耐震化・長寿命化対策</p> <p>先にも記載しましたが、行政施策として住宅・建築物の耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や負担軽減に取り組むことは重要な施策であるものの、最終的な目的は住宅等の耐震化であることから、当該取組みを県民に周知・活用が行われ、実際に耐震化につなげることが重要であると考えております。</p>	<p>関係部局と連携して、引き続き住宅等の耐震化に取り組んでまいります。</p>
9	126頁	<p>(1) 個別施策分野別の推進方針⑧県土保全</p> <p>○治水・浸水対策</p> <p>自然災害の激甚化・頻発化および県内の都市化により、従来以上に内水氾濫のリスクが高まっていると考えており、内水ハザードマップの作成・整備に賛同いたします。なお、住宅等の固定資産については自助による防災・減災方法にも限度があるものと思慮しており、ハザードを十分認識いただいたうえで</p>	<p>関係部局と連携して、引き続き治水・浸水対策や復興・復旧に関する各種施策に取り組んでまいります。</p>

		で、そのリスクに応じた復興・復旧期の備え・取組みも重要であると考えます。	
10	126頁	<p>(1) 個別施策分野別の推進方針⑧県土保全</p> <p>○ 土砂災害対策</p> <p>土砂災害警戒区域等の指定及び見直しは重要と考えますが、指定の周知にとどまらず、当該区域近隣の住民において、土砂キキクル等の情報と関連付けて住民に適切な行動（水平避難や垂直避難）を促すことが重要と考えます。</p> <p>また、盛土等による災害から人命を守るため、令和5年に施行された「宅地造成および特定盛土等規制法」に基づき、本年度に沖縄県全域を対象に盛土規制法に基づく基礎調査が実施されることは承知しておりますが、調査後、可及的速やかに規制区域の指定は公表いただくことが重要と考えます。</p>	関係部局と連携して、引き続き土砂災害対策に取り組んでまいります。
11	138頁	<p>(2) 横断的分野別の推進方針④老朽化対策</p> <p>○ 交通安全施設・環境の整備</p> <p>交通安全対策として、交通安全環境の整備は重要ですが、沖縄の高温多湿、塩害および強い紫外線などの厳しい環境を踏まえると、交通安全設備の充実強化も重要であると考え、県の推進方針に賛同いたします。</p>	関係部局と連携して、引き続き交通安全施設・環境の整備に取り組んでまいります。